○津市固定資産評価審査委員会条例

平成18年１月１日条例第18号

改正

平成28年３月29日条例第６号

令和３年３月22日条例第１号

津市固定資産評価審査委員会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第423条第２項、第436条第１項等の規定に基づき、津市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の委員の定数及び審査の手続、記録の保存その他審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の定数）

第２条　委員会の委員の定数は、６人とする。

（委員長）

第３条　委員会に委員長を置く。

２　委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。

３　委員長は、この条例及び委員会の規程の定めるところによってその職務を行う。

４　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。

５　委員長の任期は、１年とする。ただし、再任することを妨げない。

（書記）

第４条　委員会に書記を置く。

２　書記は、本市の職員のうちから、市長の同意を得て、委員長が任命する。

３　書記は、委員長の指揮を受けて、調書を作成し、及び委員会の庶務を処理する。

（審査の申出）

第５条　法第432条第１項の規定による審査の申出は、審査申出書正副２通を委員会に提出してしなければならない。

２　法第432条第２項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項の条例で定める事項は、口頭で意見を述べることを求める場合におけるその旨とする。

３　審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格を証する書面を添付しなければならない。

４　審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。

５　審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（審査申出書の受理及び却下）

第６条　委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかにその記載事項、提出期限その他の事項について調査をしなければならない。

２　委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。

３　委員会は、第１項の調査の結果、審査申出書の記載事項に不備がある場合においては、５日以内の期間を定めて、審査申出人にその不備を補正させなければならない。

４　委員会は、審査申出書を受理した場合においてはその旨を市長に、却下した場合においてはその旨を審査申出人に、それぞれ通知しなければならない。

（書面審理）

第７条　委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、弁明書正副２通の提出を求めるものとする。

２　委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

３　審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。

（審査申出人の口頭による意見陳述）

第８条　委員会は、法第433条第２項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を当該審査申出人に通知しなければならない。

２　書記は、前項の規定による意見陳述について調書を作成しなければならない。

３　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(１)　事案の表示

(２)　意見の内容

(３)　その他必要な事項

（口頭審理）

第９条　口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。

２　委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。

３　委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。

４　委員会は、関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。

５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(１)　提出者の住所及び氏名

(２)　提出の年月日

(３)　証言すべき事項

６　委員会は、口頭審理を終了するに先立って、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。

７　書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。

８　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(１)　事案の表示

(２)　審理の場所及び年月日

(３)　出席した関係者の住所及び氏名

(４)　審理の要領

(５)　その他必要な事項

（実地調査）

第10条　書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。

２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(１)　事案の表示

(２)　調査の場所及び年月日

(３)　調査の結果

(４)　その他必要な事項

（議事についての調書）

第11条　書記は、前３条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。

(１)　事案の表示

(２)　会議の場所及び年月日

(３)　会議の要領

(４)　その他必要な事項

（決定書の作成）

第12条　委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書正副２通を作成しなければならない。

２　法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

（審査の秩序維持）

第13条　委員会は、審査の進行を妨げる者に対して退席を求めることができる。

（関係者に対する費用の弁償）

第14条　法第433条第７項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対して出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して津市職員等の旅費に関する条例（平成18年津市条例第45号）の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

（委任）

第15条　この条例に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、委員会の規程で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成18年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前に合併前の津市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年津市条例第30号）、久居市固定資産評価審査委員会条例（平成６年久居市条例第25号）、河芸町固定資産評価審査委員会条例（昭和29年河芸町条例第12号）、芸濃町固定資産評価審査委員会条例（昭和31年芸濃町条例第28号）、美里村固定資産評価審査委員会条例（昭和30年美里村条例第１号）、安濃町固定資産評価審査委員会条例（昭和30年安濃町条例第18号）、香良洲町固定資産評価審査委員会条例（平成11年香良洲町条例第16号）、一志町固定資産評価審査委員会条例（昭和46年一志町条例第26号）、白山町固定資産評価審査委員会条例（昭和57年白山町条例第21号）又は美杉村固定資産評価審査委員会条例（昭和30年美杉村条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成28年３月29日条例第６号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月22日条例第１号）

この条例は、令和３年４月１日から施行する。